

無事故・無災害をいつまでも

(1) 死傷災害が増加しています！

成田労働基準監督署管内の令和5年の労働災害は、12月末現在（速報値）で死亡災害は3件、休業4日以上死傷災害は565件（新型コロナウイルス関連を除く）で、昨年同期（死亡4件、死傷523件）との比較で、死亡災害は減少したものの死傷災害は41件の増加となりました。

事故の型別では、「転倒」130件が最も多く、「動作の反動・無理な動作（腰痛を含む）」113件、「墜落・転落」87件、「はさまれ・巻き込まれ」68件と続いています。

特に「転倒」については、死傷災害全体の約4分の1を占めており、転倒、腰痛等の作業行動に起因する労働災害防止が14次防でも重点事項とされているところです。

気象庁が1月11日に発表した1か月予報によりますと、平均気温が高い確率が関東地方で50%とされていますが、凍結、降雪といった冬季特有の気象状況により転倒災害のリスクも高まりますので、十分な対策を講じていただくようお願いします。

転倒・腰痛予防



千葉労働局 14次防



令和5年 業種別労働災害発生状況【新型コロナ関連除く】

成田労働基準監督署

業種	区分	令和2年 1~12月	令和3年 1~12月	令和4年 1~12月	令和4年 12月末現在	令和5年 12月末現在	対同期 増減	増減率 (%)
製 造 業	食料品製造業	42	54	58	52	58	6	12%
	繊維・繊維製品製造業	1	1			1	1	
	木材・家具製品製造業		3	1	1		-1	-100%
	紙等製造・印刷製本業		2	4	4		-4	-100%
	化学工業	14	9	8 (1)	8 (1)	7	-1	-13%
	窯業・土石製品製造業	1	4	10	10	4 (1)	-6	-60%
	鉄鋼・非鉄金属製品製造業	3	2					
	金属製品製造業	16	9	8	8	14	6	75%
	一般機械器具製造業	3	5	1		1	1	
	電気機械器具製造業	3		4	4	2	-2	-50%
	輸送用機械器具製造業			2	2	3	1	50%
	電気・ガス・水道業	1		2	1		-1	-100%
	その他の製造業	13	6	6	6	7	1	17%
	小計	97	95	104 (1)	96 (1)	97 (1)	1	1%
建 設 業	土木工事業	17	22 (1)	15 (1)	13 (1)	21 (2)	8	62%
	建築工事業	32	22	20 (1)	16 (1)	15	-1	-6%
	【木造建築工事業】	9	3	2	2	2		
	その他の建設業	7	15	11	9	7	-2	-22%
小計	56	59 (1)	46 (2)	38 (2)	43 (2)	5	13%	
運 輸 業	運輸交通業	77	65 (1)	102	92	105	13	14%
	【航空運輸業】	12	8	23	20	29	9	45%
	【道路貨物運送業】	51	54 (1)	73	66	68	2	3%
	陸上貨物取扱業	45	44	43	40	52	12	30%
小計	122	109 (1)	145	132	157	25	19%	
林業・漁業・農業・畜産業	17	11	16 (1)	15 (1)	17	2	13%	
そ の 他 の 事 業	小売業	51	54	76	60	56	-4	-7%
	ビルメンテナンス業	11	8	11	8	11	3	38%
	旅館業・ホテル業	3	4	4	2	8	6	300%
	ゴルフ場の事業	15	23	29	26	15	-11	-42%
	社会福祉施設	43	28	29	26	29	3	12%
	上記以外の事業	131	115	130	118	131	13	11%
小計	254	232	279	240	250	10	4%	
合計	547	506 (2)	593 (4)	523 (4)	565 (3)	42	8%	

1. 労働者死傷病報告からの統計で、【】内は内数である。
2. ()内は死亡災害で内数である。
3. 対象年の統計は、年度末(3月末)で確定する。

(2) 労働条件明示ルールが変わります。

「労働基準法施行規則」「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正され、令和6年4月から就業場所・業務の変更の範囲、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会、無期転換後の労働条件について、労働契約の締結・更新のタイミングで明示をする必要がありますので、ご注意ください。

労働条件明示ルール



労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期 契約 労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること

(3) 年収の壁・支援強化パッケージ

厚生労働省では、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設するなど支援強化パッケージを用意し、パート・アルバイト等の短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援する取り組みを行っています。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援をします。**

- ・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）
- ・賃上げによる基本給の増額
- ・所定労働時間の延長

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

(フリーダイヤル・無料)



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の1.5%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の1.5%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の1.8%以上を増額	3年目 10万円

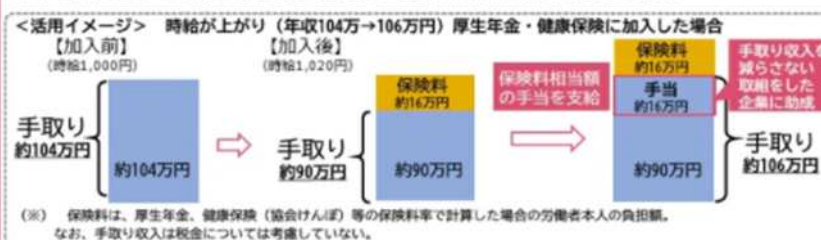
(2) 労働時間延長メニュー

選定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。



(4) 上限規制の適用猶予はまもなく終了！

令和6年4月1日からトラック、バス、ハイヤー・タクシーのドライバー、建設業、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！

改正のポイントやQ&A等の資料を掲載したポータルサイトのQRコードは以下の通りです。

ご不明な点などありましたら、当署の労働時間相談・支援班までお問い合わせください。(0476-22-5666)

トラック



バス



ハイヤー・タクシー



建設業



医師



労災保険の休業(補償)給付は毎月1回定期的に請求することをおすすめします。

(5) 労災保険の給付手続きについて

休業(補償)給付の請求は長期間分をまとめて行わず、毎月1回定期的に請求することをお勧めしております。

必要に応じまとめていただくことは差し支えありませんが、請求通りに支給決定されないケースもありますのでご注意ください。労災保険の各種請求書には、労働保険番号等のほか、事業主証明欄への記入が必要となります。被災者の置かれた状況にもご配慮いただきつつ、迅速な支給決定に向け、事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

速やかな労災保険給付



どうしてですか？(おどろ)

監督署の調査の結果、ご請求分の全部又は一部が、支払われないことがあるためです。

主治医の証明があっても、支払われないことがあるんですか？

はい、例えば、休業(補償)給付の要件である「労働することができない」に該当しない場合などがあります。
※「労働することができない」とは、必ずしも負傷直前と同一の労働ができないという意味ではなく、一般的に働けないことをいう、とされています。

アテにしていた保険金が支払われないと大変なことになりますね！わかりました。恩を付けようっと。

千葉労働局 千葉、船橋、柏、流山、水戸、茂原、成田、東金労働基準監督署